

## 第2回守口市保育・療育検討部会議事録

開催日時	平成28年8月23日(火) 午後1時から
開催場所	守口市中央コミュニティセンター 4階 第3会議室
議 題	(1) 開会 (2) 議題 守口市における保育・療育について (3) その他 事務連絡 (4) 閉会
出席委員	委員 10名 欠席委員 (2名) 東委員・上野委員・河田委員・黒川委員・郡司委員・里見委員・高橋委員 西山委員・房岡委員・山本委員

### (1) 開会

#### ○ 出席人数

(部会長) 本日の出席人数の報告を願う。

(事務局) 本日の出席者は定数12名中9名。(遅れて委員1名入室)

(部会長) 守口市子ども・子育て会議設置条例第4条第2項の規定に基づき定足数に達しているため会議は成立。

#### ○ 配付資料確認 (省略)

### (2) 議題

#### 【議題：守口市における保育・療育について】

(部会長) 今回は、市立の幼稚園及び保育所が3園に集約されて、今後、保育・養育をどのように行っていくのかという点について、議論していきたい。

現状として、市が認識している問題点というのが、どういうものかを、まず事務局より言っていただき、それに加えて議論したほうがいいことを各委員よりお示ししていただければと思う。では、市としての課題をお聞きしたい。

(事務局) 守口市では、平成27年11月に、「守口市の市立幼稚園及び市立保育所に係る再編整備に関する基本計画」を策定し、現在、保育所、幼稚園、認定こども園として、15ある市立施設を、平成30年に3園の認定こ

も園に集約をする予定としている。再編整備計画にもあるとおり、守口市全体の教育・保育の質の向上を図っていくため、今後も市立施設の役割として、重度障がいなど、特別な支援が必要な子どものセーフティネットとしての役割が期待されると考えている。当然、市立施設では、障がいのある子どもを従来以上に受け入れを行っていく必要があるが、私立施設でも、今まで以上に障がいのある子どもの受け入れを行っていただき、官民共同で守口市全体の教育・保育の質の向上に努めていく必要があると考える。障がいのある子どもを認定こども園等で預かる場合は、職員を加配して、複数の職員でそのクラス運営を行うなどしている。現在でも加配職員に関する補助等を行っているところだが、補助内容等の見直しを行うなどし、今後さらに私立施設でも受け入れを拡充していただき、適切な保育・療育を確保していく必要があると考えているところである。

また、障がいのある子どもの受け入れを行っても、その施設で適切な保育・療育を提供する必要があると考えており、職員が障がいの内容やその子どもとの接し方等の認識をしっかりと持ち、日々の保育にあたることが重要であると考えている。そのためには実際に、子どもの保育・教育の現場の最前線にいる、職員への障がいについての研修や、障がいのある子どもとの接し方を学ぶために、公開保育の場を設置し、学ぶ機会を提供するなど、現在、行っている研修をさらに充実する必要があると考えている。そして市立施設、私立施設の垣根なく、守口市全体で障がいのある子どもへの日々の保育・療育を充実していくことが重要と考えている。

次に、本市には児童発達支援センターとして、わかくさ・わかすぎ園があり、理学療法士、作業療法士や音楽療法士といった専門職が、わかくさ・わかすぎ園に通う障がいのある子どもたちに対し療育を行っているが、認定こども園、保育園や幼稚園等、わかくさ・わかすぎ園以外の施設に通う子どもへの療育をどう考えていくかも課題と認識している。そこで今後、例えば東部、中部、南部の各エリアの市立認定こども園で理学療法士等の専門職を配置し、エリアごとに各施設の保育や療育について指導を行うチームを作るなどし、市立・私立の認定こども園等に通っている子どものほか、認定こども園等に通園していない在宅の子どもたちも対象に含めた地域に根づいた療育を行っていくことなども検討し、小回りのきいた細かな部分に目の届く療育を本市として行っていければと考えている。

(部会長)

1つは、障がい児加配について、2つ目が、市立・私立関係なく、認定こども園・保育園・幼稚園の職員への研修の充実、3つ目が、専門職

の導入の3点である。その3点以外で、重要な点があれば、挙げてほしい。

(委員) 認定こども園3園に集約したときの定員は何名になるのか。それから資料3「守口市の特定教育・保育施設における障がい児数」に平成27年度、平成26年度、平成25年度の市立保育所・幼稚園に在園している障がい児数が出ているが、だいたい80から90名くらいである。3園になった際に、民間園に負担してもらわないとすると、1園25名、26名の子どもを1園で見ることとなり、それは無理だと思う。1園のこども園の定数が120名だとすると、10名くらいが上限かと思う。平成30年度の市立認定こども園3園の定員は、どのように考えているのか教えてほしい。

(事務局) 平成30年度に3園になるということで、3園の1号、2号、3号、全ての年齢児のお子さんも含めて、だいたい450名程度の定員を考えている。

(部会長) 資料3「守口市の特定教育・保育施設における障がい児数」では今、1,273名が在園児数となっているが、実際の定員は。

(事務局) 幼稚園と保育所、両方の定員ということになる。幼稚園については、認可定員という数字があるにはあるが、私立園を含めて、実際に受け入れしている人数と、多少の誤差がある。その中で申し上げると、平成28年度は、市立保育所が10園、市立の保育所型の認定こども園が1園、市立の幼稚園が4園で、だいたい1,500名程度である。

(部会長) 現状、1,500名の定員に対し、平成27年度の場合は、1,273名を受け入れている。だいたいそれで、障がい児の割合が6.4%ぐらいとなる。そのままの比率でいくと450名の定員だと、25名くらいとなる。そうすると60名くらいがあふれることとなる。

(委員) もう1つは、実際にこの公立保育所の障がい児数をみると平成27年度は60名になっており、民間の認定こども園の6%と比較すると低い割合になっている。しかし、守口市の保育所を巡回をしていると、障がい認定はされていないが、保護者が認めていない未認定の子どもを含めると、さら増えて、約80人くらいにはなると思う。そのことも考えて3園でまかなえるような仕組みなのか。そこが一番問題になるかと思う。それと60名の方が、全て民間に行くのか、公立3園がもう少し高い割

合で受け入れるのか。

(部会長) 1つの議題としてあげるなら、その統廃合された3園の体制を議題にあげたらよいか。比率を含めて。

(委員) そういう比率を、ある程度明らかにして、民間にもお願いをしていくことになるのではないかと。民間園はどういう負担をするのか、どんな準備が要るのか、どういう条件になるのかということの方がわからないと思う。

(部会長) 公立の認定こども園における受け入れをどうするかということ、議論の対象にしていこうとする。

(委員) この資料3「守口市の特定教育・保育施設における障がい児数」の、障がい児数の定義を教えてください。どこまでが障がい児の数に入っているのか。

(事務局) 資料3「守口市の特定教育・保育施設における障がい児数」の障がい児の数字の根拠としては、まず私立園は障がい児加配の補助金というものを市から交付している。その際には、手帳の有無、医者診断書の有無ではなく、各園が支援や配慮が必要ではないかを判断し、補助金の申請を出している。その数字である。公立園については、守口市が各施設、見ている中で加配が必要だと判断した子どもの数である。

(委員) 我が子の場合、私立の認定こども園に通っているが、補助金など申請をする場合、診断書等の提出を求められていないので、数には入らないということになっていると思う。そういう園もあるということになるので、実際は、資料より多くなるかと思う。

(部会長) 現状、ここには加配の人数が書いてあるが、申請数は分かるか。

(事務局) 各園から申請書を提出してもらっているが、その中で、市としても、巡回指導の中で、いろいろ拝見し、対応が必要な児童について、予算の範囲内で補助させていただいている。最初の段階でどれだけ上がっているのかは、今のところ資料としては提供できるものがない。

(事務局) 平成27年度の私立の補助をさせていただいた内、子どもの人数を出している。

(委員) 結局、障がい児に対して、何人の加配がつくのか、実際の数字を言ってもらわないと、この450人のうち、障がい児を何人受け入れて、そこに加配を何人配置するのか計算できない。正確な数字はわからないと思うが、市として何人の障がい児に対して、何人の加配をする予定なのか。実際に予算のこともあるし、すぐには答えは出ないかもしれないが、平均でもよいので、何人の障がい児に対して、何人の加配がつくのか、教えてほしい。

(事務局) 一人で保育所生活を送れない等生活全般に支援が必要な場合は1対1、発達障がいで行動が多動の傾向があるなどであれば2～3人に対して1人という形の加配の配置になる。その状況によって違う。

(委員) 結局、すごいアバウトな数字だとは思いますが、例えば申請した、しない、その申請も園が何の診断書もなく申請している子どもも、この障がい児の中に入れていけるとなると、その基準もわからない。例えば10人いたとしたら、その内の重度の子が何人なのか。中度が何人なのか。それによっては重度が3人いたら、その3人に対し3人の加配は絶対必要で、後の7人に対して何人の加配をするかという問題になってくる。この7人が、すごい軽かったら加配は先ほどの3人でいい。残りの7人が結構、中度の障がいだったら、またここに絶対、加配は必要になってくる。そうすると、今日はその話はないのかもしれないが、最終的に、この450人に対して、何人の障がい児を受け入れて、何人の加配をつけるかというときには、必ずもっと、はっきりした数字が必要となる。各園で判断した曖昧な数の申請者を、全て障がい児とすると、人数で加配も決めることができない。身体障害者手帳の何度から何度は1対1にするとかいうルールを決めないと、このまま進めていっても、絶対、最終的には大ざっぱな話で終わって、結局、何人を加配するかという計算ができなくなる。

(部会長) 加配に関しては、根本的に現状がおかしい。だから、加配に関してはきちんと時間を設けて議論しよう。また、幼稚園は加配に関する補助金が全く違う。加配に関する守口市としてのルールをきちんと決めて、市立であろうが、民間であろうが、同じように、加配に対しては補助をするという議論はきちりとやりましょう。

(委員) 加配という言葉だけに特化するわけじゃないが、生まれたときに、既に重度の障がいを持っている子に対しては、親の認識も、周りの認識も

はっきりしている。しかし、途中で後遺障がいがある等なると、認めたくない場合もある。やっぱり親の願いで、子どもの発達というのは変わり、園が診断を出してくださいと言っても、親が診断書を出したくないという方も結構たくさんいる。園も障がい児を受け入れるとなると大変で、幼稚園では大阪府から補助金をいただいても、本当に少ない。また、障がい児の数がきちんとわからないというのは、そこに一つ問題があると思う。生まれたときから、1人の先生とか1つの機関が、その子どもの成長をずっと追って、この時期には後遺障がいがあるとか、知的障害があるとかを大阪府下の市町村できちんとやっているところはない。子どもの障がいを見きわめる時点で、やっぱり障がいだからではなく、この子のどこに問題があるかということ、親とともにカウンセリングをした後に、加配を考えないといけない。いきなり診断書を出して、ではこの病名なので加配をつけるというのはうまくいかない。加配はお金がかかるという意見もでしたが、市も障がい児を1人ずつを追跡するわけにはいかない、その代わりに措置が加配につながっていると思う。

(部会長)

公衆衛生がしっかりしているところであれば、生まれたときから、死ぬまで、完全にカルテが1つ存在していて、0歳児のときから死ぬまでの間ずっとフォローがされている。現状、守口市の場合も、3歳半、5歳に行う健診があるが、その健診と、保育・養育とは完全にリンクしていない。それをリンクさせるかどうかである。実際、5歳児健診では、スクリーニングすると山のような数が出てくる。その数と今回の資料の障がい児とは雲泥の差がある。普通に考えると発達障がいは、恐らく10%はいると思う。守口市の場合は、だいたい4,000人くらいのため、400人くらい出ても普通だと思う。その辺も議題となると、ここの部会だけでは収まらなくなる。どうするか。

(委員)

現在、就学前は保健センターで、その後、就学すると教育委員会に変わるため、つながっていないから、支援内容も各園で決めて、また小学校で決めてという状態になっている。それを1つのカルテみたいなものを引き継いで、大人になって就労するときにも、それを活用していこうという動きが国であると聞いたが、守口市でも取り入れてほしい。あと、保育・療育について、これから公立のこども園や民間園にしてやってもらおうという話だが、守口市の受給者証を使つての療育、就学前であれば児童発達支援の事業所に通うこともできる。

児童発達支援就学前の施設は、わかくさ・わかすぎ園とはまた別で、例えば週1回、わかすぎ園に通うことは、守口市ではできない。私の子

どもは双子で、1人はグレー児、1人は発達障がい児だが、グレー児の子だけ普通の幼稚園に入れて、発達障がい児の子をそのままわかき・わかすぎ園に入れるか迷った結果、認定こども園を選んで、一緒に通わせている。そのときには療育が、なぜそこで途切れてしまうのか凄く疑問で、民間の療育施設に結局、通わせることになった。しかし、上限日数があり、わかき・わかすぎ園で療育を受ける日が月23日可能だったものが、一気に5日に減った。初めはわからなかったが、いろいろな施設で話を聞いていたら、守口市が5日というのが少ないということがわかった。そこにも問題があると思う。例えば大阪市であれば、最大23日、国でも上限は23日と決まっている。23日まで支援計画を立てるとき、この施設に通いたい、この子には何が必要かということ話し合っ23日以上になる場合もある。我が子の場合、運動療育と知的も見てほしいので、2つの施設に通いたかったが、2日と3日にしか分けることができず、満足できる日数の療育を受けることができなかった。市に掛け合ったが、日数を増やす等の対応もしてもらえず、そのあたりも改善が必要と感じた。

(委員)

関連して、認定こども園3園にしたときに、そこにPT、OT、STを置いて、地域も民間園も含めて巡回するという仕組みは、きっといいと思うが、それだと療育にはつながらない。間接的支援となる。わかき・わかすぎ園があるので、それは別問題だと考えるのではなく、リンクしていかないとだめだと思う。だから、わかき・わかすぎ園も充実をさせる必要がある。保育所、幼稚園に行っているから、わかき・わかすぎ園に通うことができないという部分も検討しないといけない。また、未就園の子ども向けのグループでくま組というのが週1回あると聞いたが、あと4日間は午後2時以降、人手と場所がある。そこにも専門職を入れて、療育を充実させないといけないと思う。なぜかという、これだけの人を民間園にお願いするので、それがうまくいくようなサービスが必要だ。それから5歳児健診で指摘のあった子どもをどうするか。一応この数字を見てると6.5%くらいの出現率になっているが、6.5というのは発達障がいだけの出現率で、1.3%くらいが従来の身体障害のある子どもとすると、合わせると8%で、部会長の想定では10%程度になると言われている。そういう子どもたちを見ることができる療育を考えていかないと、民間にふって、その後のケアが民間に一存ではいけない。これを補うものとして学童向けの放課後デイサービスと幼児向けの児童デイサービスがある。

(委員)

普通のデイサービスというのが、児童療育支援の療育か。

(委員) そうである。だから幼児対象の児童デイサービスが守口市に何件かあるが、そこで専門の養育をやっているところは少ない。

そういうところも、本当は専門療育を置いておかないといけない。実は大阪市の発達障がい支援部会の委員長もしているが、大阪府は専門療育センターや発達支援センター以外に、4カ所で合計280名が定員の週1回利用できる専門療育機関をつくった。週1回しか利用できないが、毎週、毎日療育を受けたからいいというわけでもない。つまり、保育所、幼稚園は保育なので、それプラス、療育を受けることができる環境と一緒に整備しないといけないと思う。そのときに、わかくさ・わかすぎ園という場所、人手と仕組みがあるので、そこをもうちょっと多機能に持っていくべきではないかと思う。

(委員) 知的障害、肢体不自由児、発達障害などの専門を勉強したアドバイザーやカウンセラーがいて、子どもたちの発達を見ていただけて、預けられたら一番いい。市立のわかくさ・わかすぎ園が、子どもたちのために、すばらしい良い環境づくりをして、そして私たち幼稚園、保育所、こども園に、よいサポートができる専門的な方が、いないといけない。こういう全体の会議になると、お金に話が集約されるが、まず子どもの障がいをどれだけ理解をして、子どもを取り巻くご家族の環境を改善してあげられるかが大事だと思う。発達障がいってというのは、簡単なものではなく、肢体不自由な子どももおり、訓練も十分に必要となる。また、グレーの子は曖昧なところがある。もう少し市として、ハンディキャップのある子どもたちを大切にするとところから話を始めてほしい。お金だけの問題ではない。

(部会長) 市からの3つの課題以外に、療育をどのように民間施設等を含めて行っていくかということ。それから、わかくさ・わかすぎ園をどのようにするか。それでよろしいか。

(委員) 守口市の療育については、すごく問題が山積みで、もちろん質的はどうかとしても人数的にもちょっと難しいと思う。そこで障がい児支援については、くすのき広域連合のように広域的な取組みはできないのか。

(事務局) 障がい児支援について、広域化というような意見が出たが、我々としては、今現状、守口で保育、また教育を受けておられる、就学前児童の部分をご議論をいただいた上で、平成30年度には公立の施設が3園に統合となる、公立の施設5園を民間へ移管する。それを見据え

て、市の障がい児をどう支えていくかということ、議論していただきたい。

(部会長) 他に何か意見はあるか。なければ、わかくさ・わかすぎ園に関して、現状、どういうところが問題なのか、話を伺いたい。

(事務局) 委員からご指摘があった並行通園の件は、卒園される方が、療育が必要ということは、私たちも十分わかっているが、定員上、厳しい。年度当初の定員は、定員が満たない状況で開始して、途中で保健センターからの健診等で発見され、途中入園されるので、年度末には定員いっぱいでの運営となっている。それで3月には、次の集団へ行かれるということで保育所や幼稚園等、卒園されたりもするが、そのときに今の時点では、うちの療育を続けていくか、次のステップとして、わかくさ・わかすぎ園は卒園という形で保育所、幼稚園に行くかという形を取っている。恐らく皆さんが並行通園を希望されていると思うが、その並行通園を残しつつ、次の新しい子どもを入園させることが、定員上、かなり厳しい状況である。その辺りが課題であるとは思っている。わかくさ・わかすぎ園の充実ということで、公立の園が少なくなっていくということで、見直していく必要があるかもしれない。

(部会長) 定員は何人か。

(事務局) 4月1日現在で、通園は65人である。

(部会長) その年度末には定員に達してしまうということか。

(事務局) そのとおりである。

(部会長) その定員枠増加はどう考えているのか。

(事務局) 遊戯室の広さが基準となる。遊戯室が109.97平方メートルあり、それに対し、遊戯室の障がい児一人当たりの床面積を1.65平方メートル以上という形が決まっている。計算すると、66.6人という形の数字が出る。その数字からみて通園の場合は、65人までという定員を設定している。80人というのが、先ほど委員からも言われたように、くま組と引き、障がい児の4歳から5歳児を対象に、午後2時から4時15分までの間、療育の授業をしている。これは設立当時の職員数で、1人の子どもに対して1人の正規職員でみるという計算で、15名としている。その2つを

合わせて、定員を 80 名としている。

(委員) それに関して、公立の児童発達支援センターではなく民間の児童発達支援センターに関わっている。事情は違うと思うが、毎日通園、3日通園、週1日通園にわけて、月、火、木、金は2時以降があいているので、そこで2時間程度のくま組と同じ内容ではなく、もう卒園した人や並行通園の人には、ショートプログラムをすればいいかと思う。

(事務局) 体制的に厳しい。

(委員) 高機能の子どものクラスなど種別を決めないと、いろんな子どもが入ってくると、人手がたくさんかかる。だから高機能の子どもの SST を中心としたグループにすれば、子ども 7 人くらいに対し、3 人の先生がいれば対応ができる。月、火、木、金と、違うプログラム提供をすれば、毎日、全先生がずっと午後働かなくてもできると思う。民間はそうしないと人件費が満たせない状況である。なのでもう少し公立でもできると思う。

(事務局) それはわかき・わかすぎ園として、今後、充実していくためには、1 つの課題としての認識する。

(委員) そのときに、通園の費用をとるのか、市の単費事業でとるのががある。だからそこも一度考えておいたほうがいい。民間に負担をかけるという実態に対して、公的な機関が何を担うのかということところは、明らかにしたほうがいいと思う。

(委員) 人員配置的に、わかき・わかすぎ園の希望はあるか。

(事務局) 保育士、専門職の充実を図るためには、もうちょっと人数を増やしてほしいという希望はある。それに合わせて、人が増えれば子どもを預かる数も増やせるが、現状として今の職員でできる範囲で、どれだけ充実に事業をこなしていけるかと考えてやっている。

(委員) 職種としては、どういう職種の方を増やしたいという考え方はあるか。

(事務局) まず保育士である。  
次に、現状としては言語聴覚士、心理判定士、理学療法士、作業療法

士、スポーツ指導員、音楽療法士という種類は、若干数いるが、全体的に子ども、一人一人によって障がいの機能が違うので、各々の障がいに対してカバーができるような専門職を入れていきたい。

(委員) 現存の専門職は常勤か。

(事務局) 嘱託である。

(委員) 保育士を正規職員にするのではなく、専門職を常勤にしていかないと、専門療育ができないと思うが、いかがか。

(事務局) 正規職員に月曜日から、金曜日までずっといてもらうことが一番いいが、今の現状は嘱託で先生に来てもらえる曜日、日にちを調整しながら、保護者にも協力をしてもらっている。

(委員) そうだと思う。恐らく 60 人障がい児がいて、それに対し ST が 1 人だと、それはもう指導ではない。保育士よりは、専門療育の人を充実して、短時間でも助言できるとか、保育所や幼稚園でやっていることの補いができるような専門療育に質を変えないといけない。

(事務局) 専門職と療育している保育士の知識のレベルアップとのどちらも必要かと考えている。

(委員) 私は半年、親子通園、半年、単独通園をしていたが、親にとってもすごく大切な存在で、専門職の先生もどうしたら生活がしやすくなるかなど機能面でももちろん大事だが、毎日その指導を受けるのではないため、学ぶのはやはりわかき・わかすぎ園の保育士からである。普通の保育士とは全然違う。

(委員) 保育士を否定しているわけではない。わかき・わかすぎ園に来ている子どもだけのことを考えると、今の体制でいいが、市全体のことを俯瞰する仕組みにかえるときには専門職が要するという意見である。すばらしいのはよく知っており、一般の保育所の先生とは違う内容をしているというのは知っているが、これから仕組みとして変えるときには、そうではない発想が必要という意味である。

(委員) 午後からプログラム毎にグループわけをしてやるというときに、結局、保育士が必要だと思う。その保育士を民間の保育士も一緒に参加を

することはできないのか。その園に通っている子どもとその担任と一緒に参加することによって、その子どもへの必要な支援内容やわかくさ・わかすぎ園の保育士から専門的なことを一緒に学んでいけると思う。そういったことはできないのか。

(委員) 私のところは、民間のこども園だが、保護者から、通園できるので、保育士も一緒に来てくださると要望があれば行っている。その後、報告は受けている。保護者から要望があればいけるのではないのか。

(事務局) 公立、私立関係なく並行通園をしている子どももいるので、各園に作業療法、機能訓練や言語訓練のお知らせをして、時間と日にちの都合が合えば園から来てもらい、一緒に訓練をみたり、専門職の先生のカンファレンスと一緒に参加したりということはしている。それもこちらからお声かけをし、連携をとっている。

(委員) その意見に追加で、認定こども園3園のユニバーサルデザインで、クラス運営もやって、それを見に来てもらうことも、今後、3園が中核となる施設になるのであればできると思う。民間園でやっている発達障がいの子どもの保育のモデルとなるように、市立の認定こども園のクラスがクラス運営をやってみせて、視覚支援などのさまざまな支援の方法を民間園が見に来れるような仕組みにするということは、きっと今も公立保育所はやっているの、ノウハウもあり、できると思う。市立の認定こども園にもそういう特殊な機能を持たせていく必要がある。

(委員) わかくさ・わかすぎ園を一度卒園すると、くま組には通えない。現在15名定員であるので、ここを拡充してほしい。

(部会長) わかくさ・わかすぎ園の取り扱いや並行通園に関しては、一回どういうモデルを作っているか議論する。並行通園は市が出していた2つ目の保育士、幼稚園教諭の研修にも関わってくる。市全体のレベルを上げていかないとだめだと思う。そうすると保育士が障がい児を見つけることができるようになり、障がい児の数が増え続けるなどいろんな問題があると思うので、それは議論の必要がある。

最後に、わかくさ・わかすぎ園の建物の改修とか考えているか。

(事務局) わかくさ・わかすぎ園については、平成9年に新たに建設をさせていただいたところであり、今すぐに改修等々という部分については、検討はしていない。委員からもあったように、市立の認定こども園3園がそ

ういう部分を少しずつ担っていかないと、なかなか守口市内全域を見通せるというような体制は難しいのではないかと思っている。

(委員) 公立だけでなく、民間としても、障がいがあっても子ども同士は、すばらしい心の通い合いをする。それによって子供は成長していく。私学としても、やはりそういう子どもたちを大いに受け入れて、私たちも勉強させていただいて、子どもの将来の夢や希望がかなうように育てていきたい。

しかし、小学校就学前に、障がいがあり支援の必要な子はいますかとか、問題の子はいますかとかいうようなことが、必ず小学校との連携の際に聞かれる。専門の方が見て、どの分野でどの程度の差や障がいがあるかなど見きわめた上で、そこの子に適した良い刺激を与えてあげられるような発達援助をしてほしい。教諭、保育士や幼稚園教諭に支援教育研修が必要である。研修に行っても学ばず学ぶほど、その子どものそういう場面がわかる。わかくさ・わかすぎ園に関しても、建物の改修もできない、専門職や職員などにお金もかけられないと言うのではなく、また民間にお金を渡し任せきるのではなく、公立でもこれだけすると自覚していただかないと、このままの状況ではだめだと思う。

(委員) 今、出てきた話と関連しているので、新たにということではないが、支援学校の側から言うと、支援学校支援学級では、障がいがある子どもに対しては個別の教育支援計画をきちんと作っている。それが就学前施設では、まだまだ十分につくられていないということで、私学などにも大阪府の教育委員会としても研修を行ったりしている。そういった就学前施設の先生方の専門性をあげ、個別の教育支援計画のようなものを早期の段階からもつくっていけるような研修も必要ではないか。そして、それを支援学校や小学校にうまく繋いでいけるような仕組みづくりも、就学前施設で考えていただけたらと思う。

(部会長) 個人の計画をきちんと立てて、同じフォーマットをつかって、きちんとしたものをつかっていくということか。

(委員) そうである。支援学校から小中学校や就学前施設へ専門的なスタッフが行き、研修を行っている。さっき並行通園の話で、園から来るとは思うが、わかくさ・わかすぎ園の専門性の高い保育士さんが、公立・私立を問わず巡回し、子どものその場での様子を見ている保育士たちを指導するという双方の専門性を高める形もあると思う。

(部会長) 他に何かあるか。ちょっと雑多な意見がいっぱい出たので、また事務局側で整理してほしい。

(委員) いろいろな問題があるのが、聞いていて私も胸が痛い。現場にいて、加配に対するルールを守り口として決めたほうがいいというのは、個々の状態やクラス運営も考えないといけないので難しいと思う。また、実際に保育をするときは、その子に対する狙いもある。クラス運営も考えた上でどう支援していくかなど保育の力量がいる難しいことである。

(委員) 更に補うと、1クラスに、例えば担任の先生がいて、障がい児が増えたときに、1人ずつに全て加配がつくと、1クラスに先生が4、5人になってしまう。そうすると大人が多すぎて、やりにくく、本当は3人もいれば十分なときにも保護者の要求で全部つけていくとクラスとして成り立たないということもある。単純に、この障がいだったら3人に対して1人つけますとやると難しい。神戸市はそういう方式で、軽い発達障がいの子は半日とかいうように、午前と午後とわかれており、すごい数の加配職員が入っている。それが良いのか疑問でもあり、単純には決めかねる。

(委員) 障がい児に対する加配については、集団の中で保育するにあたり、加配は必要になってくる。市に要望を挙げる中で、財政支援の検討のためにも、保護者にとって加配が必要と分かる内容を市に提出するように言われているが、現状の補助では十分ではなく、市としても財政的支援を増やしてほしい。

(部会長) 保護者に対する働きかけに対するアイデアはあるか。私も大学で対応しているが、保護者が自分の子どもがグレーであると認めている場合と認めていない場合とでは、こちら側の対応も違うし、社会的援助を使えるか使えないかでは、かなり変わってくる。障害者手帳を持っている方は、加配の数に比べると少ない。保護者に対してどういう働きかけを行っていくかは1つの課題になる。

(委員) 保育園や幼稚園が保護者に障がいの疑いを伝えることが一番困難で、そこでのトラブルが一番大きい。そのために、せっかく良好な関係も崩れるので、私は外部の保健センター等がそういう役割を担うべきだと思う。5歳児健診、本当は3歳、4歳児健診もあったほうがいいが、そこに必ず子どもたちが行くような仕組みになっていて、そこで告知されていくほうが、保育園が関与しないという点でストレスが低い。ただ福知

山市などは、4歳児健診、5歳児健診の際、全員を対象に、保育所に専門職が巡回して、チェックしている。守口市で4歳児検診を保健センター等で開いても来る方はほんの少々になってしまうので、そうではなく、全部を網羅するような仕組みができていくとよい。まず4歳児健診の中でただ発見をするだけではなく、その次のフォローアップ、どういう療育や医療機関があるかというところまで支援していくのが、保育所、幼稚園のストレスの軽減となる。特に5歳児になってからその話をする、支援学級や支援学校に行きなさいというふうに、そういうつもりではなくても親が解釈をする。それが幼稚園、保育所、小学校とトラブルになる一番大きな課題であった。

(委員) 健診のときは、簡単な検査しか行わないので、高機能障がいの子がほとんど見つからず、大きくなってきて、問題が出てくる。健診のあり方については、保健センターの部屋でやるのではなく、専門の方が施設の幼稚園、保育園に行き様子を見るとしてはどうか。

(委員) 早期発見が一番よい方法なのだが、今、福知山市が実施しているが、4歳で見つかった子は福祉が、5歳で見つかった子は教育がフォローアップするが、そうすると逃げ道がなくなり、まだ認めたくない保護者まで周りから固めてしまうことになる。

(部会長) 今日は来ていただいてないが、現状の健診のあり方についても少し議論を行う必要がある。

(委員) 検診のあり方で、新庁舎ができるから、あちらにもできるようにしてほしい。

(事務局) 支援センターの運営協議会で議論している部分もあろうかと思う。その中で、東部・南部・中部に拠点を置いてと考えると、東部は、児童センターの改修を平成27年度に行ない、さまざまな子育て支援相談等ができるようなコーナーは設けている。ただ、人力的に配置ができていない状況である。中部は我々こども部としては機能強化という部分で、新庁舎となるため、保育・幼稚園課または子育て支援課で対応することも含めて考えているところである。本来ならば、今回の公立施設が、東部・南部・中部と3園で組織させていただいているので、そういった形の方向で、我々としては持っていきたいという思いである。

(事務局) こども部としては、そう考えている。

(部会長) 完成年度はかなり先かもしれない。

(委員) 支援が必要な子を見つけるには、職員が、何げなく見ているときが大事だと思う。子育て支援センター、保健センターだけでなくコミュニティセンターでもいいので、もう少しあったほうがいいと思う。

(委員) 保護者が落ちこまない方法で、健診を行ったり、健診の結果を伝えることも大切である。また、健診を行う方などの資質の向上も検討する必要がある。次回の会議では、5歳児健診のことも分かる健康推進課も事務局として呼んでほしい。

(部会長) では、事務局で今回の議論をまとめてもらい、メールか何かで配信してほしい。  
今後のことについてお願いします。

### (3) その他

#### 【事務連絡：今後の会議日程について】

(事務局) 第3回保育・療育検討部会は、10月初旬ごろに開催を予定している。月1回程度のペースで、開催していきたい。部会の開催数としては、あと3回程度を想定している。

(部会長) 一度、議題については事務局にはまとめてもらうが、次回、加配が一番大きい問題だと思うので、そこを議論しようと思う。それに関する資料等欲しいものはあるか。次回までに、他の市町村の加配に関する情報をあげてほしい。

(事務局) 次回、各市町村町の状況等についての資料を提出しようと思う。

(部会長) 調べられる範囲でいいが、他市の基準もお願いします。

(委員) 補助金対象加配だけでなく、園単位で実施している加配職員数も教えてほしい。

(事務局) 了解しました。

(事務局) 大阪府に確認の上、準備できる書類に関しては準備するようにする。

(委員)                   この平成 27 年度の 80 人の内訳と、園名は出さなくていいが、各園の加配職員数なども出してほしい。また、障がいの内訳についても同様である。

(部会長)               長い時間になるが、本日の会議を終了する。

(4) 閉会